



お知らせワイド

引っ越しなどで出た多量の家庭ごみはクリーンセンターへ

引っ越しなどで一時的に出た多量の家庭ごみは、各フリンセンターへ自己搬入できます。ただし、3月下旬～4月上旬の期間は大変混み合い、搬入まで時間が掛かる場合があります。

■問/清掃管理課 ☎525-3744

自己搬入の際も、通常と同様に分別してください。ごみが少量の場合は、決められた収集日に集積所に出してください。

■受け入れ日・時間

月～金曜日(祝日を除く)午前8時45分～11時30分、午後1時～4時30分

※搬入時にごみ搬入受付書の記入と本人確認書類(運転免許証など)の提示が必要です。

■自己搬入先

- あぶくまクリーンセンター (渡利字梅ノ木畑1-1) ☎531-6662 (仁井田字北原1-1)
- あらかわクリーンセンター ☎545-4363

※お住まいの地区によって搬入先が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■搬入できるもの

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(びん類、缶類、ペットボトル、プ

ラスチック製容器包装、紙類、粗大ごみ
※それぞれ分別して搬入してください。

■不要になった家電リサイクル法対象品の処分

冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・テレビは、市では処分できません。家電小売店に処理を依頼するか、郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引き取り場所(左記参照)へ搬入するなど、家電リサイクル法による適正な処分をお願いします。

○指定引き取り場所

- 豊産産業(有) (鎌田字樋口3-2) ☎553-3714
- 受け入れ時間：月～土曜日(祝日を除く)午前8時30分～正午、午後1時～4時30分。

3月24日～4月2日(土・日曜日を含む)住所変更などの窓口受付時間を延長します

引っ越しなどの手続きで窓口が混雑する10日間、市役所と西口行政サービスコーナーの窓口受付時間を延長します。ぜひ、ご利用ください。

■問/市民課 ☎525-3732

■実施場所

市役所1階総合窓口
西口行政サービスコーナー

■延長時間内の取り扱い業務

- ・住所変更
- ・住民票の交付
- ・戸籍関係証明書の交付
- ・印鑑登録および証明書の交付
- ・一部の税証明書の交付

■ご注意ください

- 1 各支所・出張所では受付時間を延長していません。
- 2 西口行政サービスコーナーでは一部取り扱いできない業務があります。詳しくはお問い合わせください。
- 3 延長時間中の戸籍届は、市役所1階の休日・夜間受付をご利用ください。

延長窓口期間

月	日	曜日	延長時間	混雑予想
3月	24日	土	午前9時～午後5時30分	すいている
	25日	日		
	26日	月	午後5時15分～7時	日中は混雑
	27日	火		
	28日	水		
	29日	木		
30日	金			
31日	土	午前9時～午後5時30分	やや混雑	
4月	1日	日		
	2日	月	午後5時15分～7時	日中は非常に混雑

※住所変更などの届け出は引っ越しから14日以内に行ってください。

マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方へ

住所変更などの届け出の際はカードを窓口で提示してください。お引越してから14日以内の届出期間を過ぎると、カードが失効する場合があります。早めに届け出てください。また届け出後、カードの住所変更で別途時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

軽自動車やバイク・小型特殊自動車(農耕用・その他)をお持ちの方へ 廃車手続きは3月30日(金)までに済ませましょう

4月1日現在の所有者に課税 原動機付自転車、軽四輪自動車などに課税される軽自動車税は、4月1日現在の所有者(ローン)で購入した場合は使用者に対して課税します。4月2日(月)以降に廃車の手続きをする場合、平成30年度分は課税となります。ご注意ください。

■問/市民税課 ☎525-3713
■自動車税に関する申告・問/東北地方振興局県税部 ☎521-2702

なお軽四輪自動車、125ccを超えるバイクなどを、県外の軽自動車協会や運輸支局で住所変更、名義変更、廃車などの手続きをしたときは、翌年度以降の課税を停止するため市民税課に「軽自動車税(廃車)申告書」の提出が必要です。

■125cc以下のバイクと小型特殊自動車の手続き

排気量125cc以下のバイクや農耕用トラクターなどの小型特殊自動車の所有者で、次に当てはまる場合は標識(ナンバープレート)の登録や返納の申告をしてください。詳しくは市民税課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

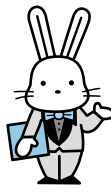
手続き事由	必要な手続き
市外に転出するとき	標識の返納を本市の窓口で行い、転出先の市区町村で新たに標識の交付を受ける。
譲渡したとき・譲り受けたとき	譲る方…標識の返納 譲り受けた方…標識の交付を本市の窓口で行う。 ※同一標識の継続使用は不可。
盗難や標識を紛失したとき	警察に届け出の上、本市の窓口で申告
市内に住所があり、福島市以外の標識を付けて使用しているとき	交付を受けた市区町村に標識を返納し、新たに本市で標識交付の手続きを行う。標識と標識交付証明書、所有者のはんこがあれば、本市でも標識返納の手続き可

※手続きができるのは市役所市民税課のみです。

【登録・廃車・変更などの問い合わせ・届け出窓口一覧】

車種	問い合わせ・届け出窓口
125cc以下のバイク、小型特殊自動車	【市民税課】 ☎525-3713
軽四輪自動車など	【軽自動車検査協会 福島事務所コールセンター】 ☎050-3816-1837
125ccを超え250cc以下のバイク	【県軽自動車協会】 ☎546-2577
250ccを超えるバイク、普通自動車	【東北運輸局福島運輸支局】 ☎050-5540-2015

3月中旬から下旬は、各窓口が大変混雑します。余裕を持って手続きをしましょう。



※平成30年度の軽自動車税納税通知書は、5月中旬発送予定です。
※軽自動車税は、月割課税や減額がありません。

雑誌スポンサーを募集します

平成29年10月1日から、市立図書館の閲覧用雑誌(最新号)の表紙カバーなどを広告媒体として事業者のPRに活用する、雑誌スポンサー制度を開始しました。平成30年度も、雑誌をご提供いただくスポンサーを募集します。

- 対象者/法人、団体・個人事業者
- ※事業者でない個人は対象外。
- 対象雑誌/市立図書館に備え付けのリスト(市ホームページから取得可)から選択
- ※複数選択可。
- 広告掲載期間/スポンサー決定の翌月から翌年3月まで
- ※中止届の提出がない場合、翌年度は同一の条件で自動更新
- スポンサー料/希望する雑誌の購入費用、広告作成費などの諸費用
- 申し込み方法/市立図書館本館窓口か市ホームページメールフォームで

※詳しくは市ホームページをご覧ください。
■問/市立図書館 ☎531-6551

【障害者手帳の変更手続きを忘れずに! 障がい福祉課 ☎525-3796】さまざまな手続きの際に障害者手帳(身体・精神)を提示しなくても、マイナンバーがあれば市役所などが関係機関から情報を得られます(情報連携)。障害者手帳(身体・精神)・療育手帳の住所や氏名の変更の手続きは忘れずに行ってください。 ④障害者手帳(身体・精神)・療育手帳所持者 ⑤障害者手帳(身体・精神)・療育手帳、はんにこ障がい福祉課、各支所・出張所 ※上記窓口延長時間は変更手続きは取り扱いしません。